

障がい者を対象とした福島市職員採用試験（第1期）

受 験 案 内

福島市役所総務部人事課

受付期間	令和元年5月20日（月）から令和元年6月7日（金）まで
第1次試験日	令和元年6月23日（日）

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容等の一例

区分	職種	採用予定人員	職務内容等の一例
高校卒程度	行政 (障がい者)	2名程度	一般行政事務の業務

2 受験資格等

以下、①及び②にすべて該当する者

①年齢等	②その他資格
平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、活字印刷文による筆記試験に対応できる方。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。（欠格事項）

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※障がいがある方で、現在募集中の他職種の受験資格に該当する場合は、「行政(障がい者)」以外の職種でも応募可能です(重複申し込みは不可)。詳しくは「令和元年度実施 福島市職員採用試験(第1期)受験案内」をご覧ください。

3 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験（筆記試験）

高校卒業程度の試験とし、次の内容で実施します

試験種目	出題分野等
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能等について出題します。
作文試験	職員として必要な文章表現力等について作文試験を行います。
適性検査	事務処理能力等について適性検査を行います。

※作文試験は第1次試験で実施しますが、評価は第2次試験で行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し次により実施します。

- ① 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行います。
- ② 適性検査 職務遂行上必要な適性について検査を行います。

(3) 資格調査

第1次試験の合格者について、受験資格及び申込書類等の記載事項、その他について調査します。

4 試験の期日及び会場

(1) 第1次試験

種類	期日	場所	日程	合格発表
筆記試験	令和元年 6月23日(日)	福島市保健福祉センター 4階 第1保健指導室 (福島市森合町10番1号) ※市内循環バス「保健福祉センター前」下車	午前8時20分 集合	令和元年7月中旬頃に、 福島市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には直接通知します。

※終了予定時刻 : 午後0時40分頃

※第1次試験結果の閲覧について

試験の不合格者については、本人の総合順位および得点を閲覧することができます。

閲覧時期は合格発表の1週間後から1カ月間を予定しています。

閲覧を希望する場合は、本人確認ができるもの(運転免許証、学生証等公的身分証明書)を持参の上、福島市総務部人事課(本庁舎4階)までお越しく下さい。

詳細は福島市ホームページへ掲載します。

(2) 第2次試験 期日、場所等は第1次試験合格者に直接通知します。

5 受験手続及び受付

(1) インターネットでの申し込み(原則)

※申込内容に不備がないかよくご確認ください。
不備がある場合、受験できない場合があります。

申込方法	<p>①福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用のページ「インターネットによる職員採用試験の受験申し込み」から「福島市 かんたん申請・申込システム」にアクセスし、利用者登録を行ってください。 仮登録後、入力したメールアドレス宛に本登録のための通知が送信されます。指定されたアドレスにアクセスすると登録完了となります。 ※①の利用者登録だけでは、試験申込完了とはなりません。必ず②の申し込みを行ってください。</p> <p>②「インターネットによる職員採用試験の受験申し込み」から「福島市 かんたん申請・申込システム」に再度アクセスし、「令和元年度実施 福島市職員採用試験(第1期)申込」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。</p> <p>※「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し(顔写真、氏名、生年月日、障がい名、障がいの等級、交付年月日が記載されているページ)を添付の上、送信してください。ただし、通信環境等によりデータの添付が困難な場合には、郵便で写しを送付してください。</p> <p>※申込データを送信すると受付番号が付与されますが、<u>これは受験番号ではありません</u>。 受験番号については、下記「受験票の作成」をご覧ください。 ※申込データ送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが即時送信されます。 ※申込完了後の、取り下げについては、直接人事課へご連絡ください。 ※お問い合わせ：福島市役所総務部人事課(024-525-3703)</p>
受付期間	<p>令和元年5月20日(月)午前8時30分～令和元年6月7日(金)午後5時</p> <p>※受付期間内に正常に到達したものを有効な申し込みとします。通信機器障害等によりシステムが停止した場合でも同様ですので、十分余裕をもってお申し込みください。</p>
受験票の作成	<p>①申込受付期間終了後、6月12日(水)から6月14日(金)までに、登録したメールアドレスに審査完了のメールが送信されますので、福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用のページにアクセスし、受験票をダウンロードしてください。</p> <p>②ダウンロードした受験票をA4の白厚紙で印刷し、点線に沿って切り取ったうえで、福島市ホームページの上記① 職員採用のページ > 受験番号一覧表で必ず受験番号を確認し、所定の事項を記入して写真を貼り、試験当日に持参してください。</p>

※福島市職員採用のホームページアドレス <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/shise/shokuin/saiyo/index.html>

(2) 持参又は郵送で申し込む場合

<p>申込用紙の請求</p>	<p>①窓口での請求 申込用紙は、福島市役所総務部人事課、支所で交付します。</p> <p>②郵便での請求 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求(行政：障がい者)」と朱書きし、140円切手を貼った、送付するあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封してください(同封ない場合は、交付できません)。 なお、郵便での申込用紙の請求は、6月3日(月)必着でお願いします。</p>
<p>申込方法</p>	<p>①提出書類に必要事項を正確に記入し、福島市役所総務部人事課(市役所本庁4階)に提出してください。</p> <p>②郵送により申し込む場合は、<u>下記提出書類を封筒(角形2号)に入れ、必ず簡易書留にして送付してください。</u> ※簡易書留の受領証は、受験票が届くまで保管しておいてください。なお、簡易書留によらない郵便で事故が発生した場合の責任は負いません。</p>
<p>提出書類</p>	<p>①申込書</p> <p>②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ・顔写真、氏名、生年月日、障がい名、障がいの等級、交付年月日が記載されているページ</p> <p>③受験票 ・裏面の所定の欄に62円切手を貼ったもの(直接持参する場合も必要です) ・申込時には写真貼付は不要(試験当日までに、写真を貼付) ※提出書類は返却いたしません。ご了承ください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>受付は、令和元年5月20日(月)～令和元年6月7日(金)の期間、午前8時30分から午後5時15分まで福島市役所総務部人事課で行います(土曜日及び日曜日を除く)。郵送による申し込みは、6月7日(金)の消印のあるものまで受け付けます。</p>
<p>受験票の発送</p>	<p>提出していただいた受験票は、申込受付期間終了後、6月12日(水)から6月14日(金)までに郵送します。受験票が届いたら、所定の欄に顔写真を貼り、試験日当日に持参してください。受験票が届かない場合には福島市役所総務部人事課(024-525-3703)までお問い合わせください。</p>

6 受験の際の注意事項

<p>第1次試験当日に持参するもの</p>	<p>①受験票 (最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真を所定の欄に貼ってください。)</p> <p>②HBの鉛筆、消ゴム、鉛筆削り</p>
<p>その他</p>	<p>①<u>受験票を忘れた場合や、受験票に写真が貼られていない場合には受験できませんのでご注意ください。</u></p> <p>②<u>受験票は筆記試験会場にて回収しますので、必ず写しをとるか、受験番号を控えるなどしておいてください。</u></p> <p>③申し込み後の試験職種の変更は認められません。</p> <p>④試験会場は敷地内禁煙です。</p> <p>⑤車イス等の使用がある場合には、事前にご相談ください。</p>

7 合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、令和2年4月1日以後、欠員等の状況により採用されますので、名簿登載者全員が採用されるとは限りません。（採用候補者名簿の有効期間は1年間です）。

8 給与

初任給（平成31年4月1日現在）は次のとおりです。

職種	新卒者（高校）の初任給	【参考例】職務経験年数（高校卒業後）を5年有する場合の初任給
行政（障がい者）	156,400円	190,000円程度

ほかに給与条例の定めるところにより諸手当が支給されます。

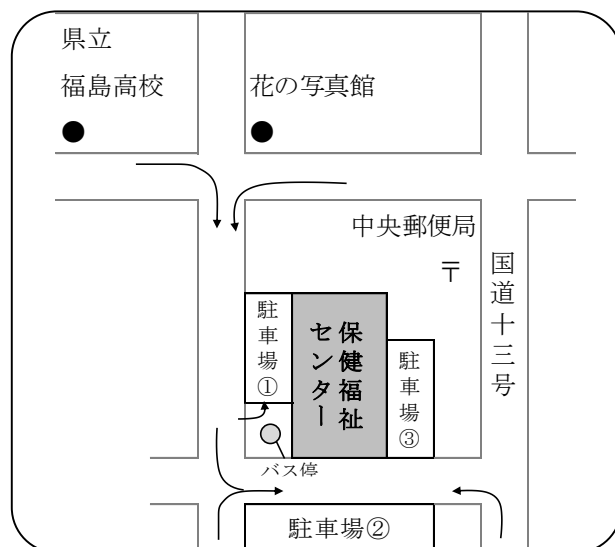
なお、職務経験等を有する者については、その経験によって給料が増額調整される場合もあります。

9 試験会場略図

【駐車場の開場時間】

- ・駐車場① : 24時間開場
- ・駐車場②③ : 午前7時20分～

※駐車場①は立体駐車場になります。
エレベーターはありません。



※保健福祉センターの駐車場を利用可能ですが、駐車台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関等をご利用下さい。

なお、駐車場が確保できない等の理由による遅延は認められませんのでご注意願います。

問い合わせ・申し込み先
福島市役所総務部人事課
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
TEL 024-535-1111（代表）内線（2122）
TEL 024-525-3703（直通）